

令和7年度茨城県強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）開催要領 （令和7年9月18日）

1 目的

行動障害を有する者のうち生活環境への著しい不適応行動を頻繁に示す「強度行動障害」を有する者が、安定した日常生活を送ることができるよう、障害特性の理解に基づく適切な支援を行う支援者を養成することを目的とします。

2 実施主体

一般社団法人 茨城県心身障害者福祉協会

3 開催日時及び会場

日程	基礎	第1回	令和7年11月25日（火）～11月26日（水）
		第2回	令和7年12月2日（火）～12月3日（水）
	実践	第1回	令和8年1月28日（水）～1月29日（木）
		第2回	令和8年2月26日（木）～2月27日（金）

会場 全日程 茨城県総合福祉会館 4階大研修室・中研修室
（水戸市千波町1918番地）

※ 基礎研修と実践研修の第1回と第2回は、同じ内容で行います。どちらか受講希望される日程を、受講申込書の日程希望日欄にご記入ください。ただしご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

4 定員

各100名

5 研修対象者・研修内容等

(ア) 研修対象者

原則として障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。

(イ) 研修内容

カリキュラムは別紙1のとおり。なお、研修カリキュラムについては、必要に応じて一部を変更する可能性あり。

(ウ) 研修講師

強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、教授するのに適当な者。

6 受講料等

受講料 基礎1名：20,000円（税込）（内消費税1,819円（消費税率10%））

実践1名：20,000円（税込）（内消費税1,819円（消費税率10%））

※ 受講決定通知と併せて受講料の請求書を送付いたします。受講料は令和7年11月17日（月）までにお支払いください。

※ 入金締め切り日までにご入金の確認ができない場合は、受講できません。

※ 金融機関の振込依頼書をもって、領収書に代えさせていただきます。こちらから別途領収書は発行いたしません。なお、振込手数料は各事業所のご負担でお願いいたします。また、納入済みの受講料は返金いたしません。

7 受講申込

各法人は別添「研修申込における個人情報の取り扱いについて」をご一読の上、受講希望者を法人単位で取りまとめて別紙受講申込書に必要事項を記入し、下記のとおり申込先あてに①メールで送信してください。またメール送信後、受講申込書を印刷した上で法人印を押印いただき、②当協会までご郵送ください。

①メールでの申込と、②書類郵送での申込の2点が不備なく当協会事務局へ到着した時点で、申し込み完了とさせていただきます。

受講に必要な書類等の詳細については、別紙「強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）受講申込手順」をご参照ください。

※ 配送に日数が掛かる場合もございますので、そちらも考慮した上で期限には余裕をもってご郵送ください。なお、書類不備、及び、締め切り後の到着書類等は、選考対象から除外させていただきますのでご注意ください。

※ 研修募集期間内は、大量の郵便物を到着順に一件ずつ確認しておりますので、書類到着等の確認を個別に行う事は出来ません。書類到着の確認を行いたい場合は、特定記録郵便や追跡サービス等をご活用ください。

【申込先】

- ① メール申込先：kensyuu2@harness.jp
※ メールの件名を「強行研修申込」としてください。
- ② 書類郵送先
〒310-0851 水戸市千波町 1918 番地
セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 1 階
(一社) 茨城県心身障害者福祉協会
強行研修受講申込係 (担当：柴田)

※ 受講申込書に申込情報を上書きの上、Excel ファイル名を「社会福祉法人〇〇」などのように貴法人名に変更してください。

※ 受講申込書は Excel ファイルのまま送信してください (PDF 等には変換しないでください)。

※ 個人情報をご入力していただくため、送信先の誤りにご注意ください。

※ **基礎・実践ともに 1 法人 3 名まで**お申込できます。

※ 同年度に基礎研修・実践研修の両方をお申込いただくことも可能です。両方お申込される場合は、1 枚の受講申込書に基礎研修・実践研修の両方情報のご記入をお願いします。

受講申込書は、(一社) 茨城県心身障害者福祉協会のホームページ内、強度行動障害支援者養成研修のページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。

また、実践研修のみ受講希望の方につきましては基礎研修修了を証明することが必要となるため、受講希望者の強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の修了証書の写しを PDF で添付してください。その際、PDF のファイル名を「受講希望者名」に変更してください。

※ 基礎研修修了証書の写しを提出される方のうち、基礎研修修了時と現在とで氏名に変更がある場合は、戸籍抄本などの旧姓と新姓が記載された公的書類が必要です。

※ 「事業所名、受講者名」を書類の隅にご記入ください。

※ コピーでの提出も可。ただし、コピーの場合は原本証明をすること。コピーの裏に下記の通り記入・押印(認印で可)してください。

原本証明(例)

これは原本と相違ありません。

令和 年 月 日

氏名：〇〇 〇〇 印

【申込期限】

令和 7 年 10 月 3 日 (金) 15 時 事務局到着分まで有効

8 受講決定

受講決定通知は令和7年11月4日(火)以降、順次発送いたします。1週間以上が過ぎてもお手元に届かない場合は、お手数ですが下記問い合わせ先にご連絡ください。

なお、申し込みが受講定員を上回る場合、受講申込書の記載内容を勘案し受講決定いたします。

9 研修修了の認定等

- (1) すべてのカリキュラムを受講したものに修了証を交付します。ただし、下記に該当する受講者には修了証書を交付できませんのでご注意ください。
 - ア 受講にあたって不正が発覚した時、あるいは受講申込時の実務経験の証明における過誤により、対象となる条件を満たしていないことが発覚した場合（その時点で受講決定を取り消します。研修受講後の発覚も同様です）。
 - イ 特段の理由なく、30分以上の遅刻、早退をした場合。
 - ウ 私語及び居眠り、携帯電話の使用等や講義・演習中に離席があり、指導を行っても改善が認められず、参加していないと運営側が判断した場合。
 - エ 正当な理由なく研修スタッフ等の係員の指示に従わない場合。
 - オ 研修中の映像を録画・加工し、二次利用をした場合。
※ 発覚した場合、県に提出する修了者名簿から名前を削除します。
 - カ その他研修事業者が不適切と判断した場合。
- (2) 当研修の補講は行いません。ただし、30分以上の遅刻者、早退者につきましては、理由を勘案の上、期日までにレポートを提出することにより、内容を審査のうえ修了認定を行う場合があります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症につきましては、「5類感染症」に移行し、行動制限等は緩和されておりますが、陽性者につきましては、感染リスクが残存することから「発症から5日経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまで、外出を控えることを推奨」とされております。このため、当研修は、主に重症化リスクのある障害者の支援に従事している方を対象としていることから、陽性者については、感染リスクを考慮したうえで、受講を認めない場合があります。

10 研修使用資料等

本研修の受講においては講義・演習資料として、ダウンロード資料の印刷が必要となります。本研修に必要な資料は各演習日程の約1週間前に当協会ホームページ（<https://www.hariness.jp>）に掲載予定ですので、当日は必ず印刷の上、ご持参ください。（パソコンやタブレット等の電子媒体での資料持参・閲覧は不可とします。必ず紙にご印刷ください。）詳細につきましては、受講決定通知とともにお知らせいたします。

11 備考

- (1) 当研修実施により知り得た個人情報については、適正な管理をし、研修の実施に必要な連絡や修了者名簿に用いる以外の目的には使用しません。
- (2) 全日程全科目を受講し、研修修了を認められた者に対し、修了証を発行致します。

※ 原則として、修了証の再発行は行っておりません。研修修了時にお渡し致します修了証は、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

12 問い合わせ先

当研修についての質問には、FAX かメールでのみ受け付けます。FAX の場合は、別紙の FAX 質問票に必要事項をご記入の上、下記番号に送信してください。記入漏れがあった場合、事務局からの連絡が遅れてしまう可能性がありますので、必ず電話番号、FAX 番号をご記入ください。

一般社団法人 茨城県心身障害者福祉協会
〒310-0851
茨城県水戸市千波町 1918 番地
セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 1 階
強行研修受講申込係（担当：柴田）
TEL : 029-350-1221
FAX : 029-243-4429
Mail : kensyuu@harness.jp
URL <https://www.harness.jp>

(別紙 1)

令和 7 年度茨城県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）カリキュラム

時間（分）	1 日目		
10		研修のねらい	
30	講義1	強度行動障害の理解	・ 支援の基本的考え方
			・ 強度行動障害の状態
			・ 行動障害が起きる理由
60	講義2	強度行動障害の理解	・ 障害特性の理解
120	演習1	強度行動障害の理解	・ 困っていることの体験
90	講義3	支援のアイデア	・ 障害特性に基づいた支援
60	演習2	基本的な情報収集	・ 行動を見る視点
時間（分）	2 日目		
90	演習3	特性の分析	・ 特性の把握と適切な対応
60	講義4	チームプレイの基本	・ チームプレイの必要性
60	演習4	チームプレイの基本	・ 支援手順書に基づく支援の体験
60	講義5	研修の意義	・ 行動障害と虐待防止
60	講義6	実践報告	・ 児童期及び成人期における支援の実際
30	講義7	研修の意義	・ 家族の気持ち

令和 7 年度茨城県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）カリキュラム

時間（分）	1 日目		
10		研修のねらい	
120	講義1	支援を組み立てるための基本	・ 強度行動障害の支援に必要な知識
60	演習1	アセスメントの方法	・ 具体的なアセスメントの方法
120	演習2	アセスメントの方法	・ 障害特性に基づくアセスメント
60	演習3	手順書の作成	・ アセスメントに基づく支援手順書の作成（1）
時間（分）	2 日目		
120	演習4	手順書の作成	・ アセスメントに基づく支援手順書の作成（2）
90	演習5	記録の分析と支援手順書の修正	・ 記録の方法
			・ 記録の分析と支援手順書の修正
60	講義2	組織的なアプローチ	・ 組織的なアプローチの重要性
30	講義3	実践報告	・ チームによる支援の実際
60	講義4	関係機関との連携	・ 関係機関（医療機関等）との連携の方法